平成２６年（フ）第８７８号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―402号
債務者　今平　一志
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０６号
札幌市北区北21条西２丁目１番３号　ベトサダ荘Ｃ号
債務者　山崎　貴志
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１５号
札幌市豊平区美園９条７丁目３番７―402号
債務者　福田　洋美（旧姓中川・征矢野）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４１号
札幌市白石区北郷４条８丁目１番５号　千葉マンションＢ―102号
債務者　藤田　茂子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７３号
北海道江別市弥生町７番地の17
債務者　熊谷　佳和
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８７号
札幌市南区川沿４条５丁目９番25号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８８号
札幌市南区川沿４条５丁目９番25号
債務者　佐藤　聖美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００６号
札幌市豊平区平岸６条14丁目４番39―105号
債務者　三浦　彩子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１号
群馬県前橋市富士見町石井2135番地９
債務者　小椋　平治
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８２号
群馬県前橋市富士見町石井2135番地９
債務者　野島美代子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０１号
群馬県前橋市朝倉町２丁目６番地　Ｍ―102号
債務者　清水　　卓
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０２号
群馬県伊勢崎市宮子町3520番地11　レオパレスネージュ205
債務者　塩原　　修
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木126番地２
債務者　原　　秀司
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０４号
群馬県佐波郡玉村町大字上飯島350番地　ＩＲマンションＢ201
債務者　飯塚　　徹
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１３号
群馬県伊勢崎市下触町761番地２　桂川住宅Ｆ
債務者　上野　哲弘
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１４号
群馬県前橋市元総社町335番地　Ｆ―502号
債務者　深川みつ子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２０号
群馬県前橋市上小出町３丁目23番地１
債務者　小関　浩之
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９号
群馬県富岡市蚊沼508番地３
債務者　横尾　祥克
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　前橋地方裁判所高崎支部